

平成28年1月より マイナンバー制度が始まります ⑨

たかはし労務コンサルタント事務所 社長 高橋 真悟
社会保険労務士

マイナンバーの通知が開始され、さあこれからというところですが、10月2日に所得税法施行規則が改正されました。今回は、その変更点をみていきましょう。

この改正により、労働者本人に交付する源泉徴収票にはマイナンバーの記入が不要になりました。これは交付の際の漏えいや郵便事故等による紛失を考慮しての改正とのこと。また、住宅ローン等で所得証明の代わりとして源泉徴収票が利用されるなど、納税以外にもいろいろな場面で利用されていることも踏まえてのことではないでしょうか。（マイナンバーの利用範囲は税、社会保障、災害対策に限定され、

住宅ローン等には利用できません。そのため改正前は、マイナンバーが記載された源泉徴収票を所得証明の代わりに利用する場合はマイナンバー部分を読み取りできないよう加工してから利用するようにと案内されていました）

ここで気をつけなければいけないのは、本人に交付するものにはマイナンバーの記入は不要ですが、税務署に提出するのはマイナンバーの記入が必要であるということです。システムを利用して源泉徴収票の作成をしている場合は、従業員交付用と税務署提出用でマイナンバーの記入を選択できるように変更する必要があります

あるでしょう。また、源泉徴収票以外にも支払通知書、取引報告書も同様に変更となりますのでご注意ください。（詳細は法定調書提出義務者・源

泉徴収義務者の方へのお知らせを参照ください）また、マイナンバーの通知においても行政の事務処理ミスで多数のトラブルが発生しています。その多くは住民票を発行する機器の設定間違いや誤交付など人為的要因によるものです。今後、企業での取り扱いが開始されると今まで以上にトラブルの発生が予想されます。行政や他社で発生し

たトラブルも対岸の火事と思わず、同様のトラブルが発生しないための教訓として注意してみてください。マイナンバー制度はこれからです。利用範囲が広がることは間違いありませんし、運用を踏まえて細かな規則等も変更されることでしょう。適切に対応するためにも、日々の情報収集を心がけてください。

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類

（給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。）

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・未成年者口座年間取引報告書
- ・特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成28年1月施行予定

※ 個人情報の保護に関する法律第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

国税庁

平成27年10月